

令和4年度 第5回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第5回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年8月30日(火) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	8 久保田 守		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕		
傍 聴 者	なし		
議 事 録 署名委員	5番 川尻 一行 6番 田中 正彦		
提出議題	議事 諸報告 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第30号 非農地証明の申請について 議案第31号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について 議案第33号 農業委員の辞任の同意について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様、こんにちは。暑い中、お疲れ様でございます。定刻になりましたので、只今から令和4年度第5回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中、出席者は現時点で7名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、会議録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。どうもお疲れ様でございます。議事の中にありますように、皆様方も御承知かとは思いますが、久保田委員が辞任するという事で、辞職願を提出しております。この件につきましては、本委員会の会長として非常に残念に思っており、このような事態になったことに対して反省をしています。合同会議の中でも、ある委員から委員同士のコミュニケーションが不足しているのではという意見をいただきました。そのあたりも含めて、私も考えていかなければと思いました。風通しが良く、コミュニケーションが取れた委員会を目指していきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と6番の田中委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平、佐山の3名を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明の申請について。

3つ目は、空き家付き農地指定登録申請について。

4つ目は、農用地利用集積計画の決定について。

5つ目は 農業委員の辞任の同意について。以上です。

議 長 日程第4の議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局

から説明をお願いします。

兼平書記 議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和 4 年 8 月 30 日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号 1、譲渡人、A、住所、広島市安佐南区、職業、会社員。
譲受人、B、住所、能美町●●、職業、会社役員。
所在地、能美町●●字○○、1 筆、面積は 1,250 m²。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、市外に居住しているため適正な管理ができていなかった。譲受人と売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」
譲受人は「当該地の隣地に居住しており、譲渡人からの希望もあったため有償で譲り受ける。」
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件について、事務局から説明をお願いします。

佐山書記 本日、久保田委員欠席のため代わりに説明します。当該農地につきまして、現地確認を 8 月 18 日に久保、廣島推進委員、兼平、佐山で行いましたが、綺麗に管理されており問題ありません。現地は、譲受人の住居の隣地で、何ら問題はありませんし、農地の面積についても全部事項証明書の差し替えがありまして、確認させていただきました。よろしくをお願いします。

議 長 他に質問等ございますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 2、譲渡人、C、住所、能美町●●、職業、□□。
譲受人、D、住所、能美町●●、職業、地方公務員。
所在地、能美町●●字○○○の 2 筆、合計面積は 996 m²。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「相続した農地の管理が困難になったので、引き受け手を探していた。譲受人と農地の売買について、合意が得られたため有償で譲り渡す。」
譲受人は「当該地の近隣に居住しており、隣接する農地で営農している。園地の規模拡大になり、近隣に住む父親が耕作を手伝ってくれるため、有償で譲

り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 2番の案件につきましても、事務局から説明をお願いします。

佐山書記 8月18日に久保、廣島推進委員、兼平、佐山で現地確認を行いました。写真のとおり当該地は、雑草が生えており休耕状態でした。譲受人が所有されている農地は適切に耕作しており、譲受人、父親とも先生をされており、きちんと管理してくれると思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりにして、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局は、説明をお願いします。

兼平書記 議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年8月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、E 外2名、住所、大柿町●●、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○○、地目、台帳、田、現況、畑、面積は990㎡。

申請理由は、「当該地は、住宅の一部となっているが、今年の3月に亡くなった夫が管理していた。相続する際に農地であることが判明し、今回、隣接する宅地と合筆を考えており、宅地に地目変更登記をするため始末書を添えて申請する。相続人の共同名義での申請であるが、関係書類を提出していて、法務局にも確認済みである。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。

議長 中福委員が遅れて出席するため、事務局は代理での説明をお願いします。

佐山書記 中福委員の代理で説明します。8月18日に□□□の近隣にある当該地を中福委員、小松推進委員、兼平、佐山で現地確認を行いました。事務局からの説明にもあったように、現況は住宅の一部と庭地になっておりました。現地で申請人にお会いしお話しを伺ったところ、旦那さんが管理を行っており亡くなるまで気づかなかったそうです。今後、このようなことが無いようにしますとのことでした。追認ではありますが、宅地に地目変更登記をしたいとのことでした。

で、よろしくお願ひします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で農地法第4条の審議を終わりました。議案第29号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年8月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、貸付人、F、住所、能美町●●、職業、無職。

借受人、G 外1名、住所、東広島市●●●、職業、会社員。

所在地、能美町●●字○○○の1筆、面積、347㎡。

申請理由は使用貸借で、貸付人は「自宅の隣接地に長女夫婦が住宅を新築するに当たり、申請地を無償貸与する。」

借受人は「東広島市から江田島市に移住するため、当該地に住宅を新築する。父親から無償で借受け、農地から宅地に地目変更登記を行う。」以上、御審議をお願いします。

議 長 田中委員、お願いします。

田中委員 今、事務局が説明したとおりで、間違いありません。よろしくお願ひします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で、農地法第5条の審議を終わりました。議案第30号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第30号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、

次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年8月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人住所、宮崎県小林市、氏名、H、職業、会社員。

所在地、能美町●●字○○、字○○の8筆、合計面積は104,111㎡。

申請理由は、「昭和50年頃から労働力不足、減反対策、オレンジの自由化により耕作放棄地となり、現在は山林化しているため申請する。」以上、御審議をお願いします。

議 長 田中委員、お願いします。

田中委員 現地確認を行ったところ、写真のとおり全ての対象地が山林化しておりました。問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で非農地申請を終わりにして、議案第31号の空き家付き農地申請を事務局から説明、お願いします。

兼平書記 議案第31号、空き家付き農地指定登録申請について。農業法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第6号及び江田島市空き家に附随する農地の別段面積設定要領（令和元年訓令第1号）第4条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年8月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人住所、沖美町●●、氏名、I。

所在地、沖美町●●字○○、地目、台帳、畑、現況、畑、面積は88㎡。

申請理由は、「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の地目が農地であることに加え、下限面積の1,000㎡を下回るため空き家付き農地として申請する。」以上、御審議をお願いします。

議 長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局の説明のとおり問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で空き家付き農地を終わりにして、議案第 32 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	<p>議案第 32 号 農用地利用集積の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 8 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>今月は新規 6 件の申請がありました。全て関連した案件ですので、まとめて説明させていただきます。</p> <p>番号 1 から番号 5、所在地、大柿町●●字○○、合計面積、6,569 m²、所有者、広島市安佐南区、氏名、J、権利の種類、所有権、設定を受ける者、東京都大田区 株式会社K、利用権の種類、解除条件付き賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から 10 年間。</p> <p>番号 6、所在地、大柿町●●字○○、面積、815 m²、所有者、大柿町●●、氏名、L、権利の種類、所有権、設定を受ける者、東京都大田区 株式会社K、利用権の種類、解除条件付き賃借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から 10 年間。以上、新規 6 件の案件です。御審議をお願いします。</p>
議 長	質問等ございますか。無いようでしたら、私から質問させてください。借り手の会社は、どのような会社ですか。
佐山書記	東京都に本社を置く会社で、事業所は呉市●●にございます。肥料の開発や農業の培養等を研究している会社です。写真のとおり、以前は△△の□□が賃貸借契約を結んで管理していました。現況は、△△は大きく育っていませんでした。今後は、△△を耕作しながらレモンを栽培していくとのことです。
議 長	この会社は、農業法人なのでしょうか。
佐山書記	説明が悪く、申し訳ありません。100%の農業法人ではありません。農業法人でないので、契約形態が解除条件付き賃借権となります。農地所有適格法人でない会社が、農業の分野に進出する際に持ち入れられる手法で、本来、農業法人でしか農地を所有することができませんので、こういった形態をとっております。現在、江田島市では平井興産や藪下組が建設業の傍ら、農業分野にも進出しているため、解除条件付き賃借権の形態をとっております。
議 長	ありがとうございます。皆様方は、よろしいでしょうか。
委 員	無しの声あり。

議長	採決に入ります。本計画の決定について、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で本計画は決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。議案第 33 号、農業委員の辞任の同意について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第 33 号、江田島市農業委員の辞任に関する同意について。農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 13 条の規定により、江田島市農業委員の辞任について、農業委員会の同意を求める。令和 4 年 8 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
佐山書記	<p>事務局から説明させていただきます。事前に配付しましたホッチキス留めの 2 枚物の資料を御覧ください。令和 4 年 8 月 3 日とあります資料で、今回の経緯について説明いたします。</p> <p>氏名、久保田 守、生年月日、昭和 22 年 9 月 4 日（74 歳）、住所、江田島市能美町高田、任期、令和 2 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間、辞任書届出日、令和 4 年 8 月 1 日付。</p> <p>辞任理由、一身上の都合による。「来月に誕生日を迎えると 75 歳となる。任期の途中ではあるが、農業委員としての活動（農地パトロール等）が体力的にきつくなってきたので、今月末をもって辞任したい。」</p> <p>今後の流れとしまして、当該委員の辞任について、市長から農業委員会へ諮問を行う。議案の 35 ページが市長から農業委員会への諮問でございます。</p> <p>今回の総会、8 月 30 日の農業委員会総会で諮られる。</p> <p>今月末に市長に答申が行われ。本日、この後に行われます採決の結果と総会議事録を作成しまして、市長へ答申します。</p> <p>市長の決着日を当該委員の辞任日とする。</p> <p>2 枚目の資料は、皆様も任命していただいております辞令書になります。</p> <p>議案の 36 ページを御覧ください。これが、久保田委員に提出した辞任届になります。自筆の署名、押印がされまして江田島市長 明岳 周作 様宛になっております。</p> <p>議案の 37 ページを御覧ください。こちらは、参考資料ということで農業委員会等に関する法律の Q & A を抜粋したものです。農業委員の辞任・罷免等とありまして、農業委員は正当な事由があるときに、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができます。（法第 13 条第 1 項）</p> <p>解説として、下線部を読上げます。一度公務員として法律上権限を付与され、公務執行の義務を負荷された以上は、恣意的にその進退を決するべきではないことは当然です。そこで、農業委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があることと、市町村長及び農業委員会の同意を要すると規定されています。恣意的とは、思いつきや自分勝手にとか、身勝手にとかという意味です。</p> <p>続きまして、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任</p>

申出者を除く総会出席者の過半数の産によって行います。(法第 30 条)

解説として、辞任する農業委員から市町村長宛の辞表を 1 通提出してもらいます。そして、市町村長は当該委員の辞任について農業委員会へ諮問をおこない、農業委員会はそれに答申する形式をとります。

その後、農業委員会の総会で辞任について諮り、議事録を作成します。それをもとに首長部局へ議事録と答申書を提出し、市町村長の決着日をもって当該委員の辞任日としますとあります。これが一連の流れとなります。長々と話しまして申し訳ございませんが、以上となります。会長、お願いします。

議長 今、事務局が説明したことに対して、御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。当委員の辞任の同意について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 辞任の同意について全会一致で同意とします。以上で農業委員の辞任に関する同意を終わります。

議案には、ありませんがこの先の農業委員の任期の間、新しく 1 名を補充するか、欠員状態のまま 1 年余りをこのままで行うかを決めたいと思います。皆様方からの意見はどうでしょうか。

山田委員 久保田委員が、担当されていた地区が大丈夫であるならば、約 1 年しかないので、このままでいいのではないのでしょうか。

川尻委員 1 年も経たないうちに改選についての立候補活動が始まると思いますので、山田委員と同じ意見です。

議長 農地パトロールは、1 名欠員になるとその地区には、かなりの負担になると思いますが、大丈夫でしょうか。

佐山書記 そのことについて、皆様に御報告があります。今回、久保田委員が辞任することで、高田、中町班が 2 名の状態となります。それで、事前に了承をいただいておりますが、三高班の川尻委員に高田、中町班に回っていただきます。川尻委員におかれましては、不慣れな地区で御迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

議長 農地パトロールは、今年と来年の 2 回ありますが、川尻委員、大丈夫でしょうか。

川尻委員 今年、やってみないとわかりませんが、多分、大丈夫でしょう。

議長 川尻委員には、御迷惑をお掛けしますが、お受けいただきありがとうございます。もし、今年のパトロールで不都合がありましたら、来年のパトロールのときに考えましょう。皆様もよろしくお祈りします。

以上で全ての議案事項が終わりました。続きまして協議事項ですが、事務局は、何かありますか。

佐山書記 1つ目は、本日、配付しています活動記録簿ガイドについてです。会長の指示により記録ガイドを全委員に配布します。参考にしながら活動記録簿の記入をよろしくお祈りします。

2つ目は、明日から始まります農地パトロールについてです。トップバッターとして、江田島町の山田班、能美町の川尻班からスタートします。2か月間にも渡りますので、体調管理には十分と御留意ください。事務局も水分を持参しますが、皆様方もタオル、帽子等の装備を忘れずに行ってください。

議長 明日からのパトロール御苦勞様でございます。私事ではありますが、遠縁の親戚が宮ノ原地区の自宅のすぐ近くで農地の除草作業を行っていて、高齢ではありますが、本人は熱中症で倒れ亡くなるという事件がありました。自宅のすぐ近くということで本人、家族も油断があったのかもしれない。時間になっても帰ってこないの、家族が見に行ったら倒れていたそうです。皆様方におかれましても、無理や油断はなさらずに、安全第一で農地パトロールをお願いします。

清水委員 □□が農業分野に進出するという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。

佐山書記 すいません。私どもの方では、そのような話は聞いたことがありません。□□が太陽光パネル設置や住宅を建設するために、農地を買う話は聞いたりしますが。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、農業法人以外の会社が農地の所有権を保有するとか、農業に参入するとなれば事務局や農林水産課に相談があると思いますので、今のところは、そういった情報は入っておりません。

議長 皆様方から御意見等がなければ、全日程を終了しましたので、本日の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。